

モバイルバッテリーにおける電気用品安全法（PSE）規制対応について



PSEに適合したモバイルバッテリーの一例

MPC-C6700P, MPC-CW10000P

マクセル株式会社(以下、マクセル)は、2018年2月1日経済産業省より発表された電気用品安全法(以下、PSE)に基づくポータブルリチウムイオン蓄電池(いわゆるモバイルバッテリー)の規制対象化*1に伴う対応についてお知らせします。

マクセルはこれまで、規制対象となる既存製品*2の技術基準の適合と検査記録確認を行なった後、PSEに適合した製品には改めてPSEマークを表示し新製品として再発売するなど、流通や市場での混乱を避けるための対策を行ってきました。

また、規制対象外のリチウムイオン蓄電池を採用した商品においても独自の品質基準を満たしていることを確認しています。

マクセルは、リチウムイオン電池メーカーとして、国際連合(国連)の危険物輸送試験(UN38.3)やPSEが定める安全性試験に合格した電池を採用するとともに、お客様のさまざまな使用環境を想定して、安全性・信頼性試験を実施した上で製品化を行ってきました。またPSE規制対象前に購入された製品についても、同様の厳しい基準をクリアしています。

マクセルは今後も、経営ビジョンである「スマートライフをサポート 人のまわりにやすらぎと潤い」に沿い、一人ひとりの生活に寄り添い、「安心と快適」を届けていきます。

*1 規制対象化: 「電気用品の範囲等の解釈について(通達)」の改正

*2 既存製品: 主たる機能が給電であるものがモバイルバッテリーとして規制対象。ただし、蓄電池の出力は、原理上直流に限られており、交流出力ができるポータブル電源は、規制対象外。

■製品情報

<http://www.maxell.jp/>

■お問い合わせ先

マクセル株式会社 お客様ご相談センター
TEL: 0570-783-137(直通)

以上